

「共謀罪」与党修正案に反対する会長声明

与党は、4月18日の衆議院法務委員会の理事会で「共謀罪」の審議入りを強行し、4月21日、与党修正案が同委員会に提案された。

「共謀罪」を新設する「犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等を改正する法律案」(以下「法案」という。)については、当会は、「共謀罪」がなんらの実行行為の着手のみならず予備行為さえも要件としない「共謀」をもって犯罪とするものであり、共謀の概念が不明確である以上、人の内心を処罰することになりかねず、いきおい捜査も人の内心に踏み込んで自白強要を招き、ひいては「えん罪」を生み出しかねない構造を有していること、また、法案では、国連条約がもともと取り締まりの対象と予定していた「国境を越えた犯罪」や「犯罪組織の特定」が要件とされておらず、一般の市民団体や企業、労働組合、法律家団体等の活動さえも取り締まりの対象となるおそれがあること、さらに、対象となる犯罪は600以上の犯罪類型に及ぶため、市民にとっては表現活動そのものが広く監視の対象とされることになり、無限定な監視社会をもたらすこと等の理由で、強く反対の意思を表明していたものである。

今回の与党修正案は、昨年秋の特別国会で継続審議となっていた政府案に対する修正案で一部にその適用範囲を狭めようとする部分はあるものの、なんらの実行行為も必要としない「共謀」自体を罪とする構造上の欠陥が是正されておらず、また、対象とされる「団体」の限定が不明確であって、当会が従来より指摘してきた問題点はなんら解消されていない。

当会は、憲法の保障する思想・信条の自由、表現の自由、集会・結社の自由などの基本的人権に対する重大な脅威となり、刑法の基本原則を否定する「共謀罪」新設のための与党修正案については、断固として反対するものである。

2006年(平成18年)4月24日

大阪弁護士会

会長 小寺一矢